

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成17年1月13日(2005.1.13)

【公表番号】特表2001-514655(P2001-514655A)

【公表日】平成13年9月11日(2001.9.11)

【出願番号】特願平10-539619

【国際特許分類第7版】

A 6 1 K 31/192

A 6 1 P 25/28

A 6 1 P 35/00

A 6 1 P 43/00

【F I】

A 6 1 K 31/192

A 6 1 P 25/28

A 6 1 P 35/00

A 6 1 P 43/00

【手続補正書】

【提出日】平成16年4月2日(2004.4.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

## 手 続 補 正 書

平成16年4月2日

特許庁長官 今井康夫 殿

## 1. 事件の表示

平成10年特許願第539619号

## 2. 補正をする者

名称 ローマ リンダ ユニバーシティ メディカル センター

## 3. 代理人

住所 〒105-8423 東京都港区虎ノ門三丁目5番1号 虎ノ門37森ビル

青和特許法律事務所 電話 03-5470-1900

氏名 弁理士(7751)石田 敬  


## 4. 補正により増加する請求項の数 2

## 5. 補正対象書類名

請求の範囲

## 6. 補正対象項目名

請求の範囲

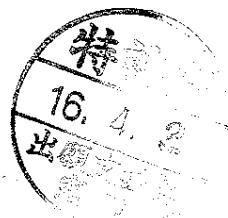
## 7. 補正の内容

請求の範囲を別紙の通りに補正します。

## 8. 添付書類の目録

請求の範囲

1通



### 請求の範囲

1. エナンチオマーとして安定なR-NSAID またはその医薬として許容される塩を含んで成り、当該R-NSAID の S-エナンチオマーを実質的に含まない、アルツハイマー病の症状の発症を予防または遅らせるための組成物。
2. 前記組成物中の前記R-NSAIDと前記S-NSAIDとの重量比が、少なくとも90:10である、請求項1に記載の組成物。
3. 前記R-NSAIDと前記S-NSAIDとの重量比が、少なくとも99:1である、請求項2に記載の組成物。
4. 前記R-NSAIDが、プロピオン酸誘導体である、請求項1～3のいずれか1項に記載の組成物。
5. 前記R-NSAIDが、R-フルビプロフェン、R-ケトプロフェン、R-ナプロキセン、R-エトドラク、R-ケトロラク、R-チアプロフェン酸、R-ースプロフェン、R-カルプロフェン、R-ピルプロフェン、R-インドプロフェン及びR-ベノキサプロフェンから成る群から選択される、請求項4に記載の組成物。
6. 前記R-NSAIDがR-フルビプロフェンである、請求項4に記載の組成物。
7. 前記R-NSAIDがR-ケトプロフェン又はR-ナプロキセンである、請求項4に記載の組成物。
8. 前記R-NSAIDがR-エトドラク又はR-ケトロラクである、請求項1に記載の組成物。
9. 前記R-NSAIDの医薬として許容される塩が、金属塩または有機塩である、請求項1に記載の組成物。
10. 前記R-NSAIDの金属塩が、ナトリウム、カリウム、カルシウム、マグネシウム、リチウム、アルミニウム及び亜鉛の塩からなる群から選択される、請求項9に記載の組成物。
11. 前記R-NSAIDの有機塩が、リジン、N,N'-ジベンジルエチレンジアミン、クロロプロカイン、コリン、ジエタノールアミン、エチレンジアミン、メグルミン、プロカイン又はトリスの塩である、請求項9に記載の組成物。
12. 前記組成物が、約0.1mg～2000mgのR-NSAID又はその塩を含む、請求項1に

記載の組成物。

13. 前記組成物が、約0.1mg～600mgの該R-NSAID又はその塩を含む、請求項9に記載の組成物。
14. 前記組成物が、更に薬物として使用可能なキャリアーを含む、請求項1に記載の組成物。
15. 前記R-NSAIDが、経口、経皮、静脈内またはクモ膜下に投与される、請求項1に記載の組成物。